

議案第二十二号

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 港区長 清 家 愛

港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する
条例

（港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和二年港区条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和六年港区条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第三条 港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

（令和二年港区条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書及び同項第三号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和二年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項ただし書及び同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

付 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（説明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第九号）等の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）等の一部改正を踏まえ、児童福祉施設等の職員の配置基準を変更するため、本案を提出いたします。